

## 4月から「地方税統一 QR コード (eL-QR)」を利用して 市税の納付ができるようになりました

4月から「地方税統一 QR コード (eL-QR)」を利用した市税の納付方法が拡充され、市税の納付がより便利になりました。パソコンやスマートフォンで納付書に印刷された「地方税統一 QR コード (eL-QR)」・「eL 番号」を読み取ることで、スマホ決済アプリやクレジットカード、口座振替等で納付ができます。また、納付書に記載されている市指定金融機関以外の全国の「地方税統一 QR コード対応金融機関」でも納付ができます。(QR コードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です)

### 対象となる税目 固定資産税・軽自動車税 (種別割)

※市県民税や国民健康保険税など上記の税目以外は対象外です。

#### ◆クレジットカード、インターネットバンキング、ダイレクト納付◆

- ①「地方税統一 QR コード (eL-QR)」の印刷された納付書を準備
  - ②「地方税お支払サイト」にアクセスし、納付書に記載されている「地方税統一 QR コード (eL-QR)」をカメラで読み取る、または「eL 番号」を入力する
  - ③ 納付方法を選択し、納付手続きを行う
- ※クレジットカードでの支払いについては所定の手数料が発生します。

#### ◆金融機関の窓口で納付◆

納付書に「地方税統一 QR コード (eL-QR)」・「eL 番号」が印刷されたものに限り、市指定金融機関以外の全国の「地方税統一 QR コード対応金融機関」でも納付することができます。

※中国5県以外のゆうちょ銀行は令和5年5月からの開始になります。

#### ◆各種スマホ決済アプリで納付◆

アプリで直接「地方税統一 QR コード (eL-QR)」を読み取ることで納付できます。対応するアプリは「地方税お支払サイト」でご確認ください。

※手数料やアプリのポイント付与等については、各事業者へお問い合わせください。



▲  
※詳しくは「地方税お支払  
サイト」をご覧ください。

## 軽自動車継続検査 (車検) での 「納税証明書の提示」が原則不要になりました (二輪車を除く)

令和5年1月から、全国で「軽JNKS (軽自動車税納付確認システム)」の運用が開始され、三輪以上の軽自動車税 (種別割) の納付情報を、軽自動車検査協会がオンラインで確認できるようになりました。これにより、車検時の継続検査用納税証明書の提示が原則不要になりました。

なお、軽自動車税 (種別割) の納付方法によっては、納付情報が軽JNKSに登録されるまで日数を要する場合があります。納付後すぐに車検を受ける場合は、金融機関の窓口やコンビニエンスストア等で納付いただき、納税通知書に添付された納税証明書を提示してください。

※納税通知書に添付されている納税証明書を紛失した際など、納税証明書 (継続検査用) が必要な場合は、これまでどおり税務課窓口で交付 (手数料無料) します。

### 〈ご注意ください〉

- 二輪の小型自動車は対象外です。車検時にはこれまでどおり納税証明書の提示が必要です。
- 次の場合も、これまでどおり納税証明書の提示が必要です。
  - ・納付後すぐに車検等 (継続検査) を受けた場合 (納付情報がすぐに反映されないため)
  - ・中古車の購入直後の場合 ・他の市町村から引越した直後の場合 ・対象車両に過去の未納がある場合

### 令和5年度納付分から、口座振替の方への納税証明書の送付を廃止します

これまで、軽自動車税を口座振替で納付されている方には、6月中旬に「納税証明書 (継続検査用)」を送付していましたが、「軽JNKS (軽自動車税納付確認システム)」の運用が開始されたことにより、軽三輪以上の軽自動車をお持ちの方については、令和5年度納付分から納税証明書の送付を廃止します。

皆さまのご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ先】市税務課 ☎ 31-0609